

## 平成22年度 松戸市病院事業会計補正予算 (第1回)

### (総 則)

第1条 平成22年度病院事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 平成22年度病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第2号年間延患者数、第3号1日平均患者数、第4号主要な建設改良事業、第2項第2号年間延患者数、第3号1日平均患者数を次のとおり補正する。

#### 1. 市立病院事業

		(補正前)	(補正後)
(2) 年間延患者数	入院患者数	187,610 人	175,565 人
	計	454,910 人	442,865 人
(3) 1日平均患者数	入院患者数	514 人	481 人
(4) 主要な建設改良事業	○新病院用地取得	2,755,889 千円	— 千円
	○新病院実施設計	371,500 千円	130,233 千円

#### 2. 市立東松戸病院事業

		(補正前)	(補正後)
(2) 年間延患者数	入院患者数	62,780 人	59,130 人
	外来患者数	54,675 人	48,357 人
	計	117,455 人	107,487 人
(3) 1日平均患者数	入院患者数	172 人	162 人
	外来患者数	225 人	199 人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	市立病院事業収益	14,570,000 千円	△ 118,000 千円	14,452,000 千円
第1項	医業収益	13,284,808 千円	△ 621,755 千円	12,663,053 千円
第2項	医業外収益	1,037,430 千円	503,755 千円	1,541,185 千円

第2款 市立東松戸病院事業収益

		2,307,731 千円	△ 30,600 千円	2,277,131 千円
第1項	医業収益	1,976,249 千円	△ 130,600 千円	1,845,649 千円
第2項	医業外収益	331,481 千円	100,000 千円	431,481 千円

支出	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	市立病院事業費用	14,570,000 千円	△ 118,000 千円	14,452,000 千円
第1項	医業費用	14,030,305 千円	△ 118,000 千円	13,912,305 千円

第2款 市立東松戸病院事業費用

		2,307,731 千円	△ 30,600 千円	2,277,131 千円
第1項	医業費用	2,163,941 千円	△ 30,600 千円	2,133,341 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「349,715千円」を「376,635千円」に、過年度分損益勘定留保資金「349,715千円」を「375,965千円」に改め、「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額670千円」を加え資本的収入及び支出の額を次のとおり補正する。

収入	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款	市立病院資本的収入	3,631,595 千円	△ 3,059,937 千円	571,658 千円
第1項	企業債	3,257,300 千円	△ 3,141,000 千円	116,300 千円
第2項	出資金	320,292 千円	111,255 千円	431,547 千円
第3項	負担金	54,000 千円	△ 33,040 千円	20,960 千円
第6項	寄附金	1 千円	699 千円	700 千円
第7項	県支出金	0 千円	2,149 千円	2,149 千円
第2款	市立東松戸病院資本的収入	230,346 千円	△ 6,200 千円	224,146 千円
第1項	企業債	24,100 千円	△ 6,200 千円	17,900 千円

支出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款	市立病院資本的支出	3,866,204 千円	△ 3,039,217 千円	826,987 千円
第1項	建設改良費	3,351,278 千円	△ 3,016,027 千円	335,251 千円
第2項	投資	81,000 千円	△ 23,190 千円	57,810 千円

(継続費)

第5条 予算第5条を第6条とし、以下順次1条ずつ繰下げ、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 継続費を、次のとおり補正する。

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
					補正前	補正後
1. 市立病院資本的支出	1. 建設改良費	新病院建設設計事業	470,700 千円	平成21年度	千円 99,200	千円 99,200
				平成22年度	371,500	130,233
				平成23年度	—	0
				平成24年度	—	241,267

(債務負担行為)

第6条 予算第6条中、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新 病 院 業 務 移 行 準 備 事 業	平成22年度から 平成24年度まで	25,000 千円	—	—
新 病 院 建 設 用 地 取 得 事 業 (66 街 区 分)	—	—	平成22年度から 平成24年度まで	土地代金 2,236,481千円以内 に年利8.5%の利子 及び事務費を加え た額の範囲内
新 病 院 建 設 用 地 取 得 事 業 (65 街 区 分)	—	—	平成22年度から 平成24年度まで	土地代金 491,350千円以内 に年利8.5%の利子及 び事務費を加え た額の範囲内

(企業債)

第7条 予算第7条中、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
市立病院 新病院 建設用地 取得事業	千円 2,755,800	証書借入 又は 証券発行	6.5% 以内	この資金は借入 先の融通条件に より償還する。 ただし、企業 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 し、若しくは繰 上償還又は低利 債に借換えする ことができる。	—	—	—	—
市立病院 新病院 建設設 計事業	千円 371,500							

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院 医療器械 整備事業	千円 130,000	証書借入 又は 証券発行	6.5% 以内	この資金は借入 先の融通条件に より償還する。 ただし、企業 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 し、若しくは繰 上償還又は低利 債に借換えする ことができる。	千円 116,300	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
市立東松 戸病院 医療器械 整備事業	千円 24,100				千円 17,900			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 予算第10条第1項第1号の職員給与費の額「8,422,053千円」を「8,099,487千円」に、第2項第1号の職員給与費の額「1,405,307千円」を「1,385,307千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 予算第11条第1項に定めた、たな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)
1. 市立病院事業	2,046,492千円	2,148,492千円

(重要な資産の取得)

第10条 予算第12条第1項第1号に定めた、重要な資産の取得を次のとおり改める。

(種類)	補正前		補正後	
	(所在・名称)	(数量)	(所在・名称)	(数量)
土地	紙敷土地区画 整理事業地 内66街区	11,000.78 m <sup>2</sup>	—	—
	紙敷土地区画 整理事業地 内65街区の一部	2,875.92 m <sup>2</sup>		

(種類)	補 正 前		補 正 後	
	(所在・名称)	(数量)	(所在・名称)	(数量)
医 療 器 械	M R I 装 置 コ ン ト ロ ー ル ユ ニ ッ ト	1 式	補正前に同じ	補正前に同じ

平成23年2月23日提出

松戸市長 本 郷 谷 健 次